

砥部町発注の契約に係る指名基準

平成 18 年 10 月 30 日

告示第 98 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、砥部町（以下「町」という。）が競争入札又は随意契約を行なうにあたり、公正かつ適切に参加業者を選考するために必要な指名基準を定める。

(指名基準)

第 2 条 指名競争入札又は随意契約に参加させる者の選考（以下「業者選考」という。）は、砥部町入札参加業者資格審査規程（平成 18 年砥部町告示第 95 号。以下「資格審査規程」という。）第 4 条に規定する有資格業者名簿に登載された者（以下「名簿登載者」という。）の中から行うものとする。

2 建設工事にあつては、資格審査規程別表に示す工事 1 件ごとの設計工事費に、該当する等級による名簿登載者から選考するものとする。ただし、特別の技術が必要とする場合又は経験が豊富であり、かつ、工事成績が優秀で信用度が高いと認められる者並びに町長が特に必要と認める場合にあつては、直近下位等級の者から選考することができる。この場合において、直近下位の等級に入る者の数は、当該工事の指名競争入札又は随意契約に参加させる者の数の 2 分の 1 を超えることができないものとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、名簿登載者以外の者から指名することができる。

(1) 砥部町入札参加資格業者名簿への業種別登載者が極めて少ない場合

(2) 災害その他の理由により、緊急を要する場合

(3) 特別な技術等を要する場合

(4) その他特別な事由により、町長が必要と認める場合

4 指名競争入札又は随意契約に付する場合の指名業者数は、別表第 1 に掲げるところによるものとする。ただし、特別な技術を要するもの並びに請負の種類及び内容又は請負業者の能力を勘案して適当でないと認めたときは、この限りでない。

5 業者選考をしようとするときは、当該会計年度における指名及び受注の状況並びに建設工事にあつては、別表第 2 に掲げる事項に留意し、選考が特定の有資格業者に偏らないようにしなければならない。

(非指名業者への理由説明)

第3条 砥部町内の入札参加資格者から、指名されない理由について、書面により説明を求められたときは、書面により回答するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。
(砥部町発注の工事請負契約に係る指名基準の廃止)
- 2 砥部町発注の工事請負契約に係る指名基準(平成17年砥部町告示第43号)は廃止する。

附 則(平成23年2月4日告示第7号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1(第2条第4項関係)

対 象 金 額	指名業者数
100万円以上 500万円未満	3社以上
500万円以上 3,000万円未満	4社以上
3,000万円以上 5,000万円未満	6社以上
5,000万円以上	8社以上

別表第2（第2条第5項関係）

指 名 基 準 の 留 意 事 項	
不 誠 実 な 行 為	<p>(1) 砥部町発注の工事請負契約に係る指名停止基準(以下「指名停止基準」という。)に基づく指名停止期間中である者</p> <p>(2) 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置要求に請負者が従わないこと等、請負契約の履行が不誠実であること</p> <p>(3) 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について関係行政機関等からの情報により、請負者の下請契約関係が継続して不適切であることが明確である者</p> <p>(4) 警察当局から町長に対し、暴力団が実質的に経営を支配する請負業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状況が継続している場合等で、明らかに請負者として不適切である者</p>
客 観 審 査 に 以 降 に お け る 経 営 状 況	<p>会社更生法に基づく会社更生手続開始の申立てがなされ、一般競争(指名競争)参加者の再審査に係る認定を受けていない場合又は手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全である者</p>
主 観 的 審 査 に 以 降 に お け る 工 事 成 績	<p>砥部町工事成績評定要領に定める工事成績が過去3年間に2回以上60点未満を評定された者</p>
当 該 工 事 に 対 す る 地 理 的 条 件	<p>本店、支店又は営業所の所在地及び当該地域での工事实績等から見て、当該地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうか総合的に判断すること</p>
手 持 ち 工 事 の 状 況	<p>工事の手持ち状況から見て当該工事を施工する能力が有る者かどうか。</p>
当 該 工 事 に つ い て の 技 術 的 特 性	<p>(1) 当該工事と同種工事について相当の施工実績がある者かどうか。</p> <p>(2) 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術水準の施工実績があること。</p> <p>(3) 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。</p> <p>(4) 発注予定工事種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術者が確保できるかどうか。</p>
安 全 管 理 の 状 況	<p>(1) 安全管理の状況安全管理の状況が優良である者かどうか。</p> <p>(2) 砥部町発注の工事について過去2年間に死亡者の発生及び休業8日以上を負傷者の発生がないこと等、安全管理について成績が特に優良である者かどうか。</p>
労 働 福 祉 の 状 況	<p>(1) 砥部町発注の工事について、建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済事業団と退職金共済契約の締結、又は証紙購入又は貼付がなされている者かどうか。</p> <p>(2) 建設労働者の雇用、労働条件の改善に取り組み、表彰状を受けていること等、労働福祉の状況が特に優良である者かどうか。</p>
官 公 署 の 許 認 可 及 び 届 出 状 況	<p>建設工事その他法令で必要となる許認可及び届出等を行っている者かどうか。</p>